

福生市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（第9期）

令和6年度～令和8年度

（案）

令和6年3月



福 生 市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の背景と趣旨	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の目的と位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定過程	5
第2章 福生市の高齢者を取り巻く現状	6
1 高齢者の現状	6
2 要介護・要支援認定者（第1号被保険者のみ）の状況	10
3 介護保険制度における認知症者の状況	11
4 高齢者生活実態調査の概要	12
第3章 計画の基本的考え方	23
1 本計画改正の主なポイント	23
2 計画の基本理念・基本方針	28
3 計画の基本視点	29
4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方向性	30
第2部 高齢者福祉計画 介護保険事業計画	33
第1章 施策の体系	35
第2章 高齢者福祉計画	37
1 基本方針1 いきいきとすこやかに、自分らしく地域で過ごす	37
2 基本方針2 地域で安心した生活を送る	41
3 基本方針3 認知症と共に生きる地域に向けて	47
4 基本方針4 地域で支えあう介護の実現	53
第3章 介護保険事業計画	59
1 介護サービスの利用状況	59
2 介護サービスの展開	60
3 第1号被保険者（65歳以上）介護保険料の見込み	61
第4章 計画の総合的な推進体制と進行管理	62
1 計画推進の体制	62
2 計画の進行管理	62

第3部 資料	63
1 用語解説	64
2 福生市地域福祉推進委員会条例	65
3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿	67
4 計画策定までの経過	68
5 諮問書及び答申書（写し）	69

第1部 総論

第 1 章

計画策定の背景と趣旨

I 計画策定の背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和2年（2020年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、令和7年（2025年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は令和22年（2040年）を超えるまで、75歳以上人口は令和37年（2055年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和17年（2035年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42年（2060年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

また、高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

本市では、令和3年3月に策定した「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」において、基本理念である「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの推進～」の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた取組を行ってまいりました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、一人暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」の策定を進めました。

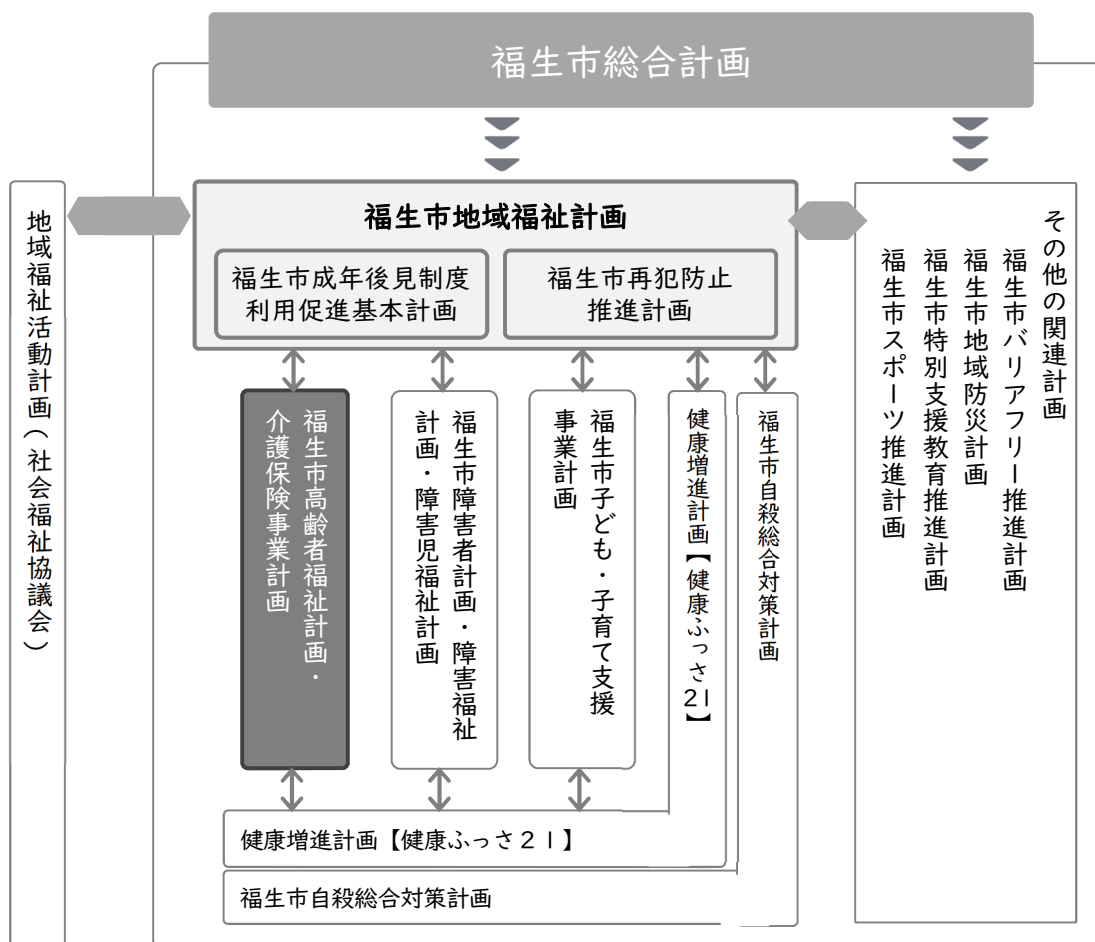
2 計画の目的と位置付け

本計画の高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられ、介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられます。高齢者福祉計画には、介護保険事業計画が内包され、両計画は一体的な計画として策定しています。

◇『福生市総合計画』の主要計画として策定します。

◇そのほか、『福生市地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

◇この計画は、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22（2040）年のサービス水準や給付費、保険料水準を見据え、中長期的な視点に立ち施策の方向性を定めるものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間ですが、令和22（2040）年を見据えたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。

【計画期間】



4 計画の策定過程

計画の策定に当たり、高齢者の生活状況、介護サービスの需要等を把握するため、令和4（2022）年度に65歳以上の市民の方を対象とした高齢者生活実態調査を実施しました。

計画の基本的な考え方、内容等については、福生市地域福祉推進委員会に諮問し、前述の調査結果、パブリックコメントを基に、7回にわたる福生市地域福祉推進委員会を経て出された答申を踏まえ、本計画は策定されました。

第2章

福生市の高齢者を取り巻く現状

1 高齢者の現状

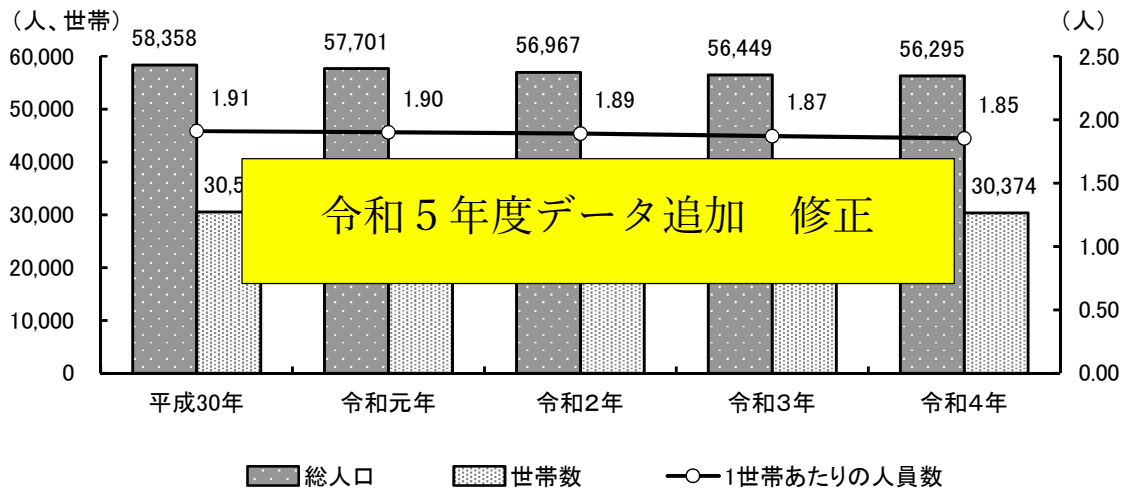
(1) 総人口と世帯数

生市の総人口、1世帯当たりの人員数は減少し続けています。令和5（2023）年10月1日現在56,475人となっており、世帯数は30,871世帯となっています。1世帯当たりの人員数は1.85人と年々減少しています。

【総人口と世帯数の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～39歳	22,551人	21,801人	21,250人	20,984人	21,205人
40～64歳	20,114人	19,942人	19,796人	19,819人	19,702人
65歳以上	15,036人	15,224人	15,403人	15,492人	15,568人
総人口	57,701人	56,967人	56,449人	56,295人	56,475人
世帯数	30,421世帯	30,143世帯	30,167世帯	30,374世帯	30,871世帯

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

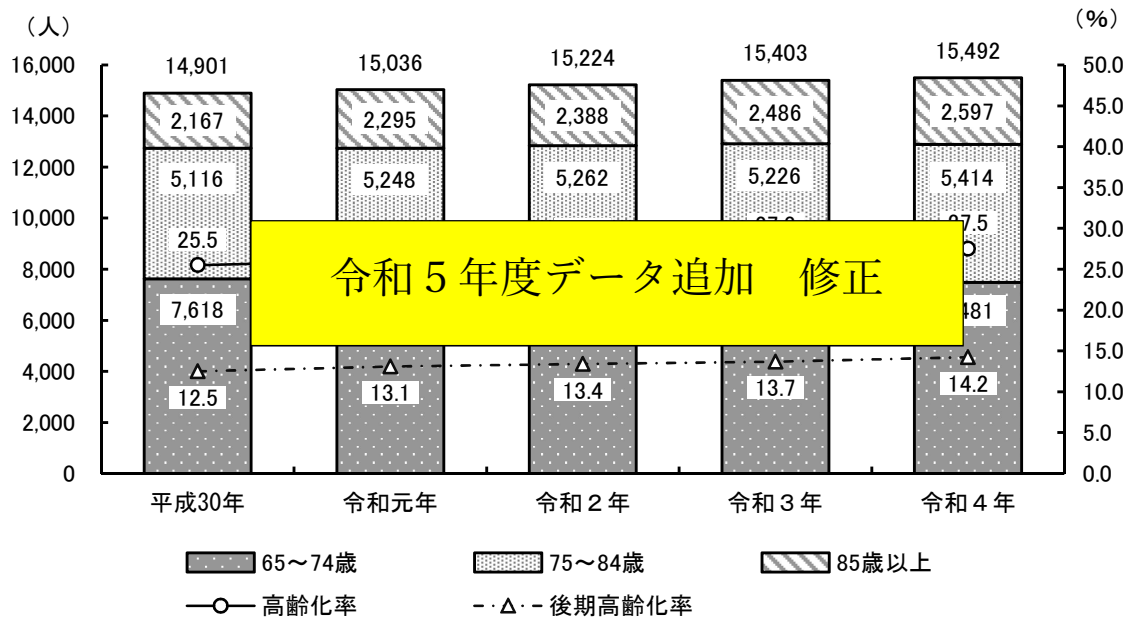
(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口は年々増加しており、令和5（2023）年10月1日現在では15,568人、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は27.6%、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は14.8%となっています。

【高齢者人口の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	57,701人	56,967人	56,449人	56,295人	56,475人
65～74歳	7,493人	7,574人	7,691人	7,481人	7,220人
75～84歳	5,248人	5,262人	5,226人	5,414人	5,705人
85歳以上	2,295人	2,388人	2,486人	2,597人	2,643人
高齢者人口	15,036人	15,224人	15,403人	15,492人	15,568人
高齢化率	26.1%	26.7%	27.3%	27.5%	27.6%
後期高齢化率	13.1%	13.4%	13.7%	14.2%	14.8%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

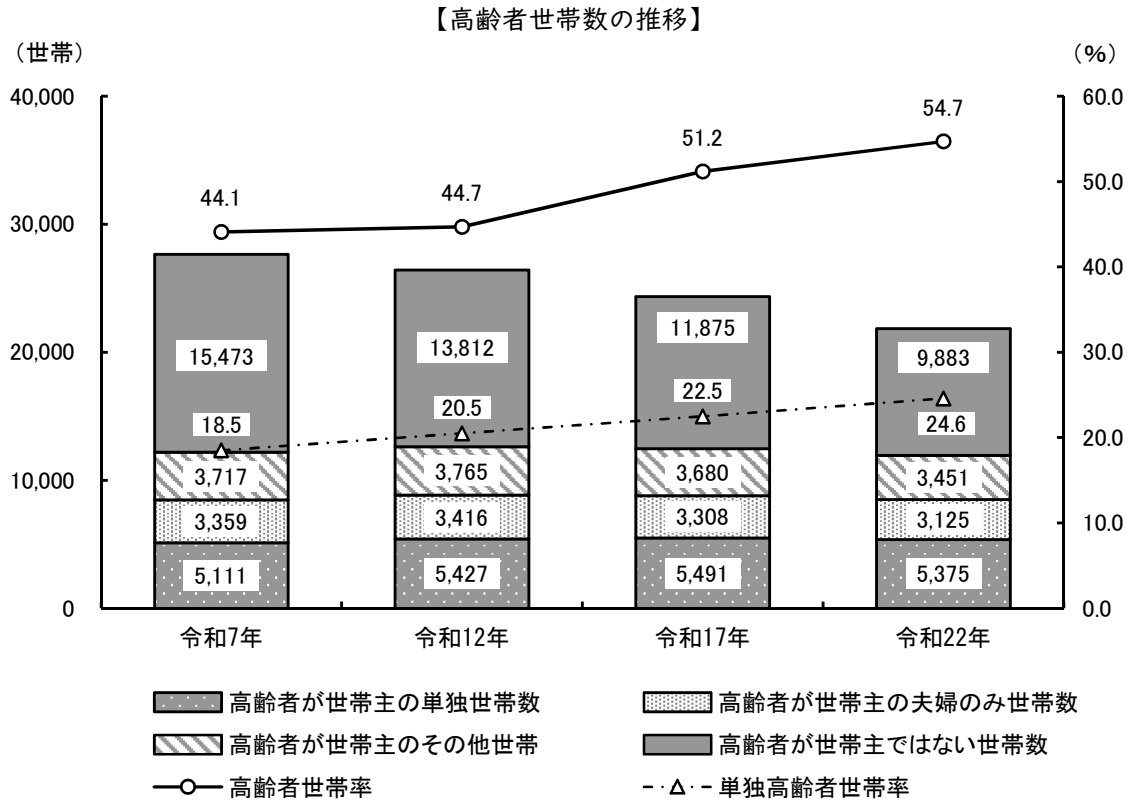


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 高齢者世帯の状況

「東京都世帯数の予測－統計データ－（平成31（2019）年3月）」によると、福生市の令和7（2025）年の高齢者世帯率は44.1%、単独高齢者世帯率は18.5%となっています。

単独高齢者世帯率は、令和12（2030）年には20.5%、令和22（2040）年には24.6%となる見込みです。



資料：東京都世帯数の予測－統計データ－

(4) 日常生活圏域と地域包括支援センター

【日常生活圏域と地域包括支援センター（1圏域・3センター）】

第8期計画期間中の令和4（2022）年4月に、地域包括ケアシステムの推進に向けた体制強化を実施しました。市内2か所の地域包括支援センターのうち、地域包括支援センター福生を廃止、新たに地域包括支援センター加美と地域包括支援センター武蔵野を新設し、市内3カ所に再配置しました。



	町会・自治会
地域包括支援センター加美	牛浜第一、志茂第一、志茂第二、本町第一本町、本町中央、本町第六、永田、長沢、加美、加美平住宅
地域包括支援センター武蔵野	牛浜第二、原ヶ谷戸、本町第七、本町第八第一、本町第八第二、武蔵野台一丁目
地域包括支援センター熊川	福生熊川住宅、南、内出、武蔵野、南田園一丁目、南田園二丁目、南田園三丁目、富士見台、福栄、福東、玉川台、福生団地、鍋ヶ谷戸第一、鍋ヶ谷戸第二、熊川牛浜

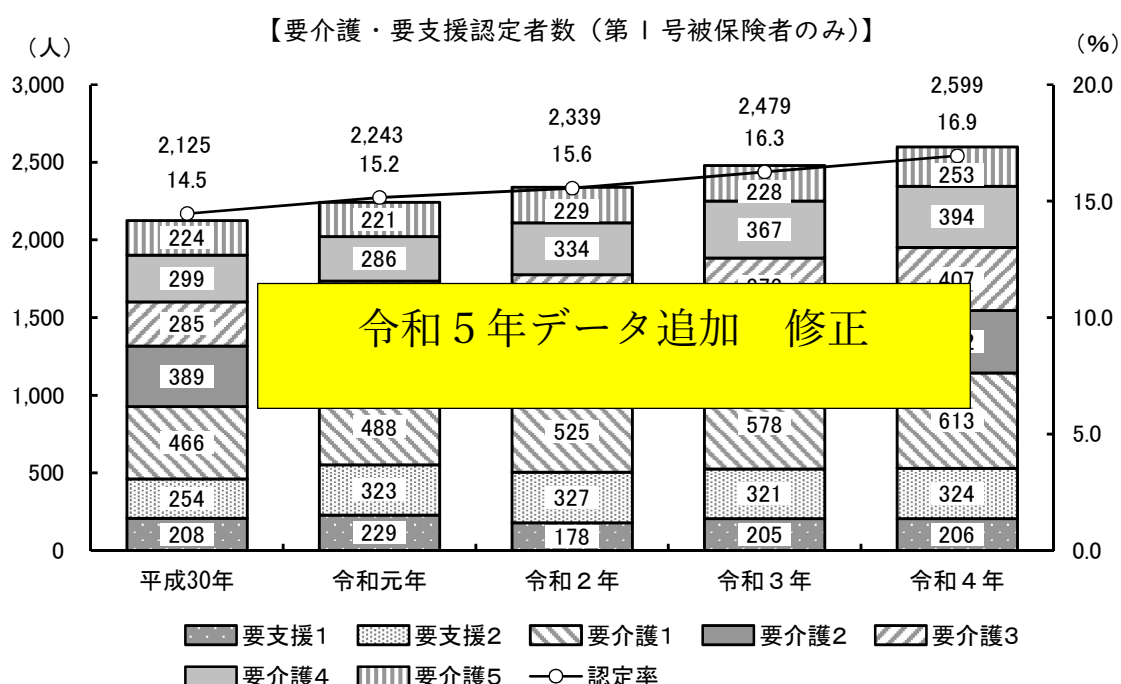
	市全体	地域包括支援センター加美	地域包括支援センター武蔵野	地域包括支援センター熊川
総人口	56,475 人	15,874 人	18,377 人	22,244 人
65～74 歳	7,220 人	2,028 人	2,399 人	2,793 人
75～84 歳	8,348 人	2,626 人	2,367 人	3,355 人
高齢者人口	15,568 人	4,654 人	4,766 人	6,148 人
前期高齢化率	12.78%	12.78%	13.05%	12.57%
後期高齢化率	14.78%	16.54%	12.88%	15.10%
高齢化率	27.57%	29.32%	25.93%	27.66%

資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

2 要介護・要支援認定者（第1号被保険者のみ）の状況

要介護・要支援認定者数（第1号被保険者のみ）は、令和5（2023）年9月末現在には2,688人と、令和元（2019）年に比べ19.8%増加しています。認定率（第1号被保険者に占める65歳以上の認定者数の割合）も年々増加しており、令和5（2023）年9月末現在16.9%となっています。

要介護・要支援認定者の構成比は、福生市は全国・東京都平均に比べて要介護1の割合が低いことが分かります。



資料：介護保険事業状況報告等（各年度9月末現在）



資料：介護保険事業状況報告等（令和5年9月末現在）

3 介護保険制度における認知症者の状況

【認知症者数】

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 5年度
要介護認定申請件数	2,045 件	2,259 件	1,626 件	2,558 件	3,141 件
認知症者の割合	57.4%	56.6%			

資料：事務報告（各年度3月末現在）

【生活場所別認知症者数】

生活場所	人数※	認知症	認知症の割合
グラフ作成中			
医療機関(療養)	50 人	41 人	82.0%
医療機関(療養以外)	326 人	190 人	58.3%
その他の施設	59 人	50 人	84.7%
合計	2,090 人	1,199 人	57.4%

※人数は、令和元（2019）年度事務報告の要介護認定申請件数のうち、第1号被保険者の人数です。

※転入での受給資格証明書による認定者、取下げ、死亡等により生活場所が不明な方を除いています。

4 高齢者生活実態調査の概要

(1) 調査の概要

介護保険事業計画（第9期）策定のための基礎調査として、高齢者生活実態調査を実施しました。概要は次のとおりです。

① 調査対象

調査名	対象者	対象者数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要支援・要介護の認定を受けていない65歳以上の市民の方	1,200人 (無作為抽出)
	要支援1または要支援2の認定を受けた方	500人
在宅介護実態調査	要介護1～5の認定を受けた在宅の方	1,000人 (無作為抽出)

② 調査期間

令和4年11月7日～令和4年12月5日

③ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

④ 回収状況

調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,700通	1,137通	66.9%
在宅介護実態調査	1,000通	539通	53.9%

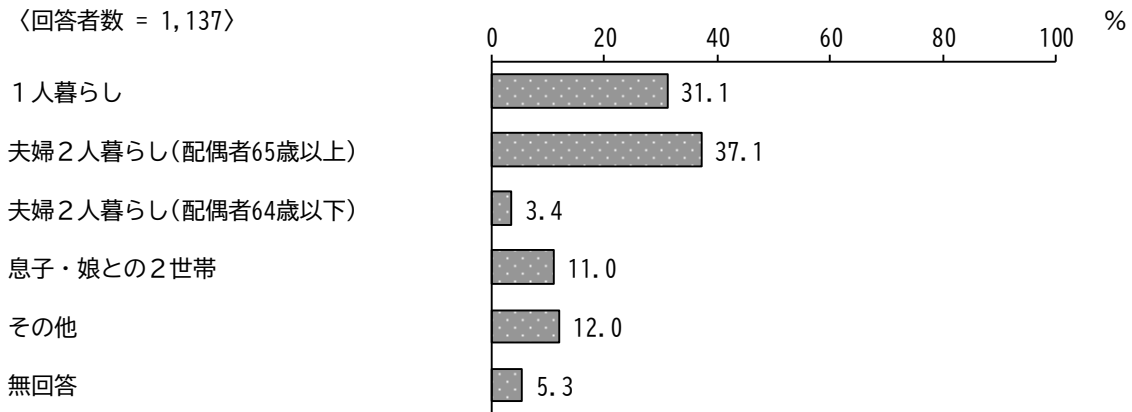
⑤ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

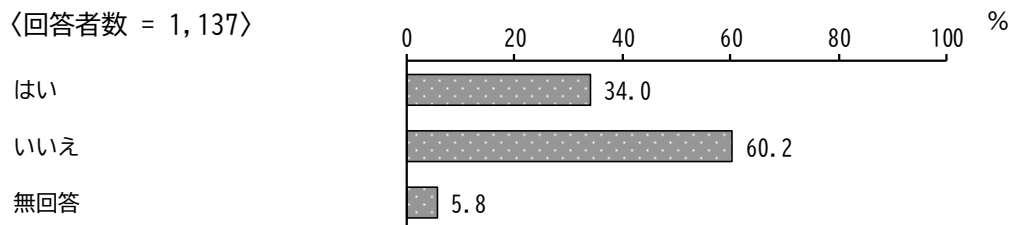
【家族構成】

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が37.1%と最も高く、次いで「1人暮らし」の割合が31.1%、「息子・娘との2世帯」の割合が11.0%となっています。

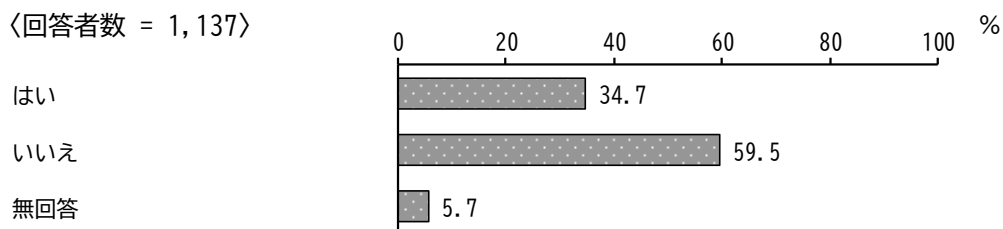


【口腔ケア】

- 半年前に比べて固いものが食べにくい方の割合が34.0%、「いいえ」の割合が60.2%となっています。

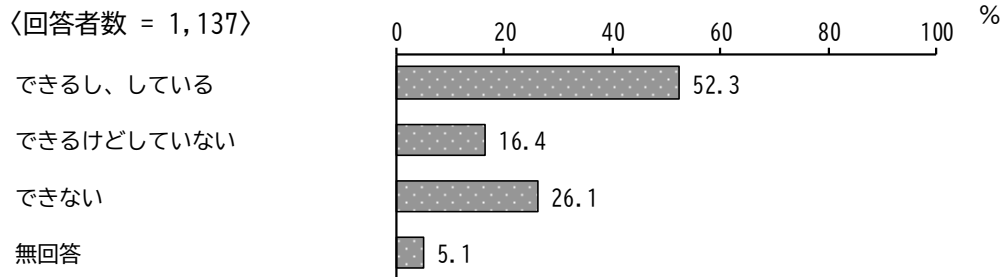


- お茶や汁物でむせることがある方の割合が34.7%、「いいえ」の割合が59.5%となっています。



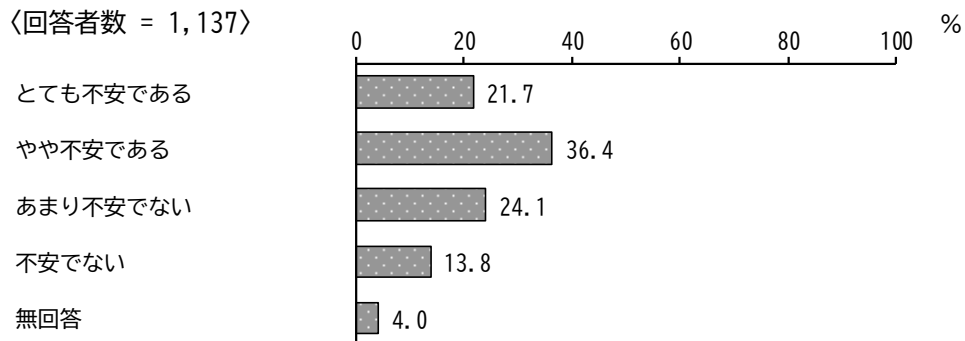
【運動機能】

階段を手すりや壁をつたわずに昇れる「できるし、している」の割合が52.3%と最も高く、次いで「できない」の割合が26.1%、「できるけどしていない」の割合が16.4%となっています。



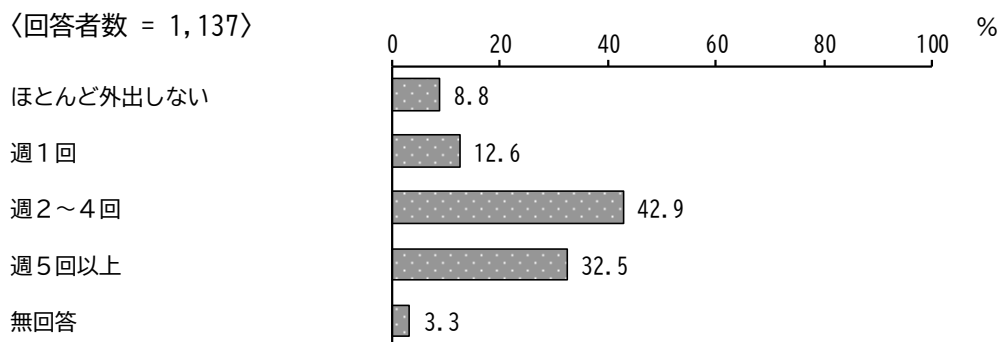
【転倒に対する不安】

「やや不安である」の割合が36.4%と最も高く、次いで「あまり不安でない」の割合が24.1%、「とても不安である」の割合が21.7%となっています。

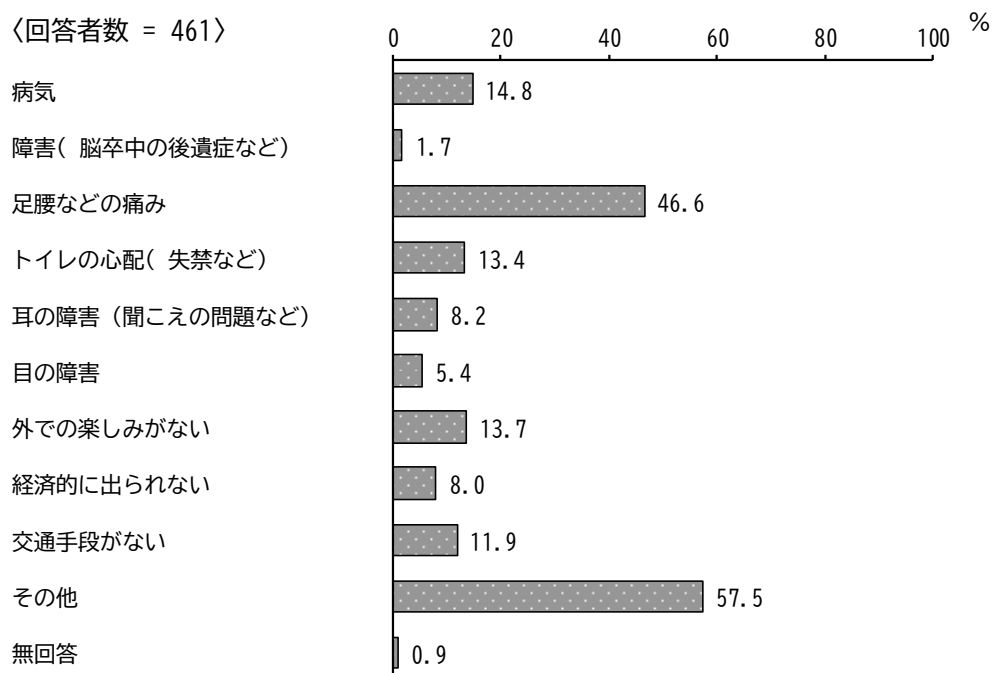


【外出について】

- 外出の頻度については、「週2～4回」の割合が42.9%と最も高く、次いで「週5回以上」の割合が32.5%、「週1回」の割合が12.6%となっています。

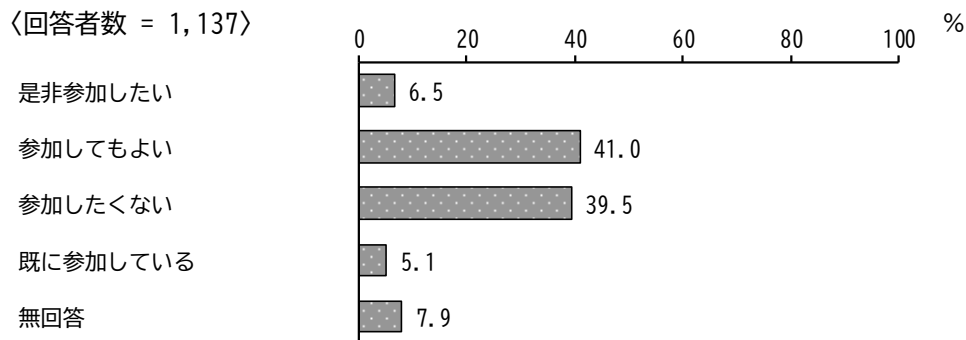


- 外出を控えている方の割合が40.5%、控えていない方の割合が56.5%となっています。外出を控えている理由は、次のどれですか（いくつでも）「足腰などの痛み」の割合が46.6%と最も高く、次いで「病気」の割合が14.8%、「外での楽しみがない」の割合が13.7%となっています。

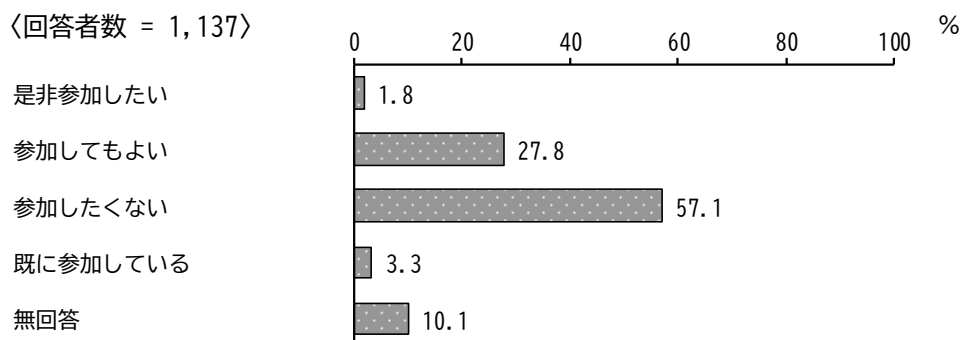


【地域活動参加への意欲】

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますかの設問に対しては、「参加してもよい」の割合が 41.0%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が 39.5%となっています。



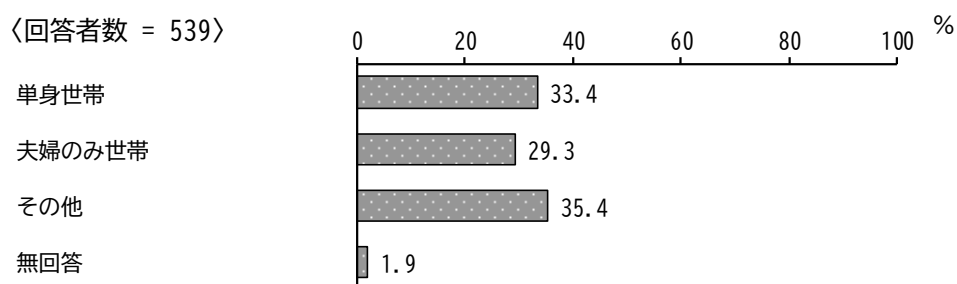
- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますかの設問に対しては、「参加したくない」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が 27.8%となっています。



(3) 在宅介護実態調査

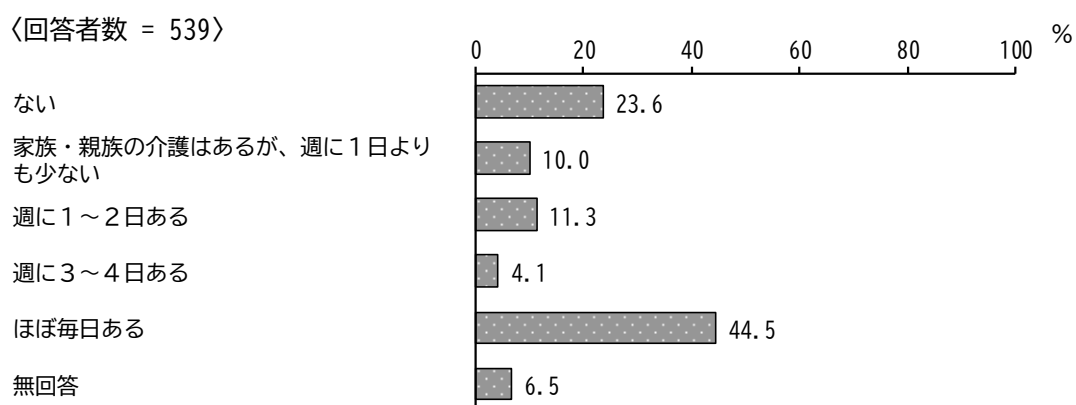
【世帯構成】

「単身世帯」の割合が33.4%、「夫婦のみ世帯」の割合が29.3%となっています。



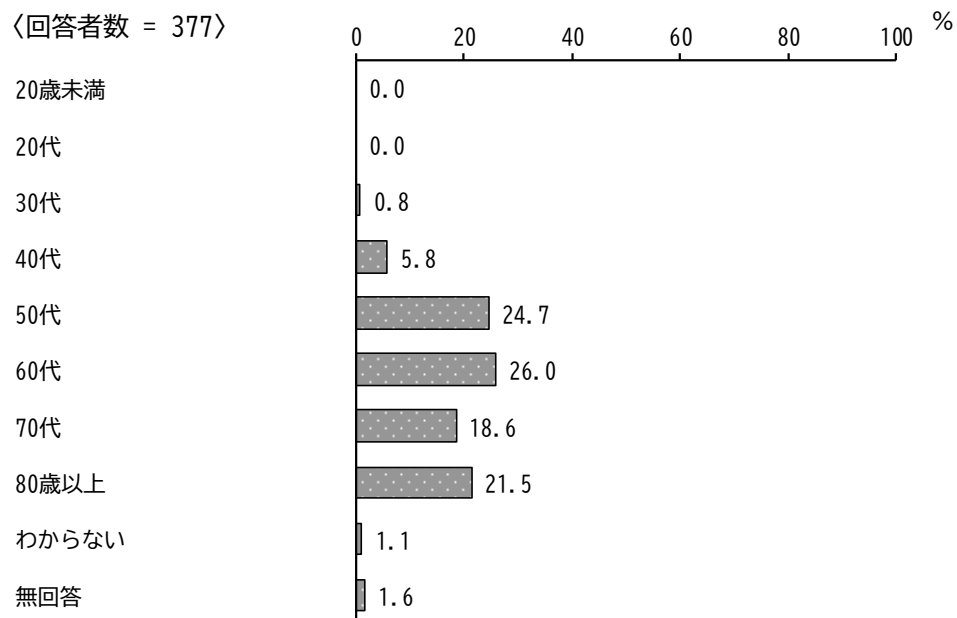
【ご家族やご親族の方からの介護の頻度】

「ほぼ毎日ある」の割合が44.5%と最も高く、次いで「ない」の割合が23.6%、「週に1～2日ある」の割合が11.3%となっています。



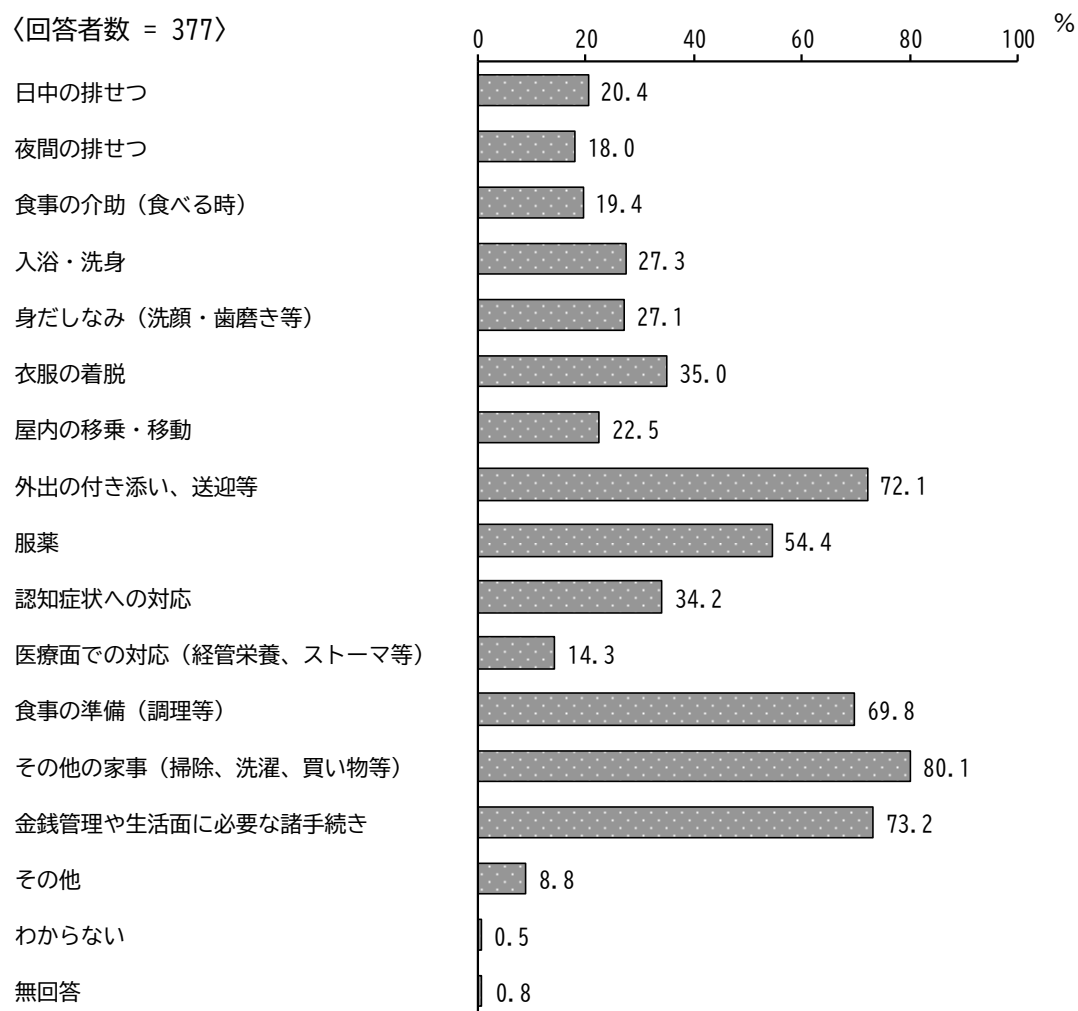
【主な介護者の方の年齢】

「60代」の割合が26.0%と最も高く、次いで「50代」の割合が24.7%、「80歳以上」の割合が21.5%となっています。



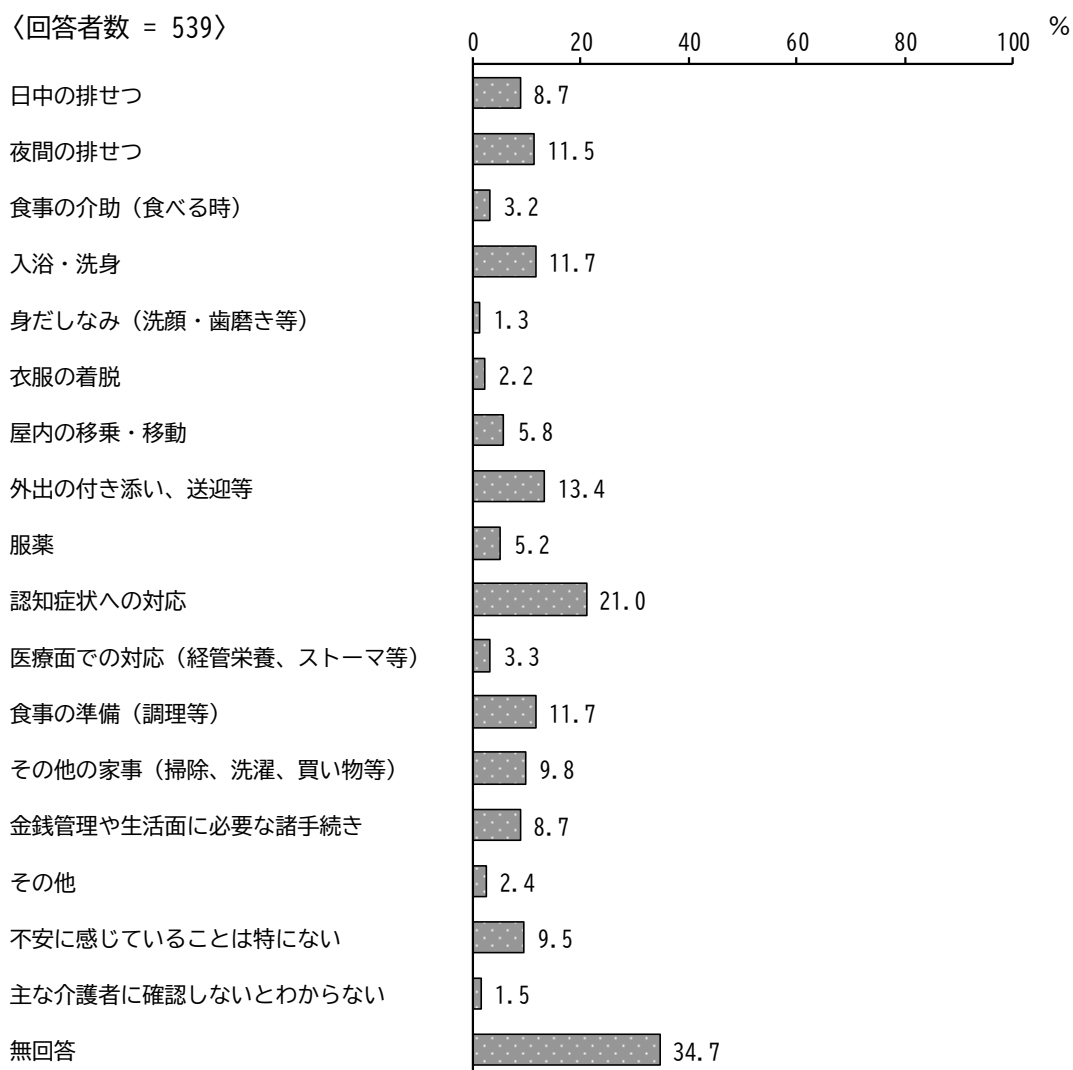
【主な介護者の方が行っている介護等】

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の割合が80.1%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が73.2%、「外出の付き添い、送迎等」の割合が72.1%となっています。



【主な介護者の方が、生活の継続にあたり不安を感じる介護等について】

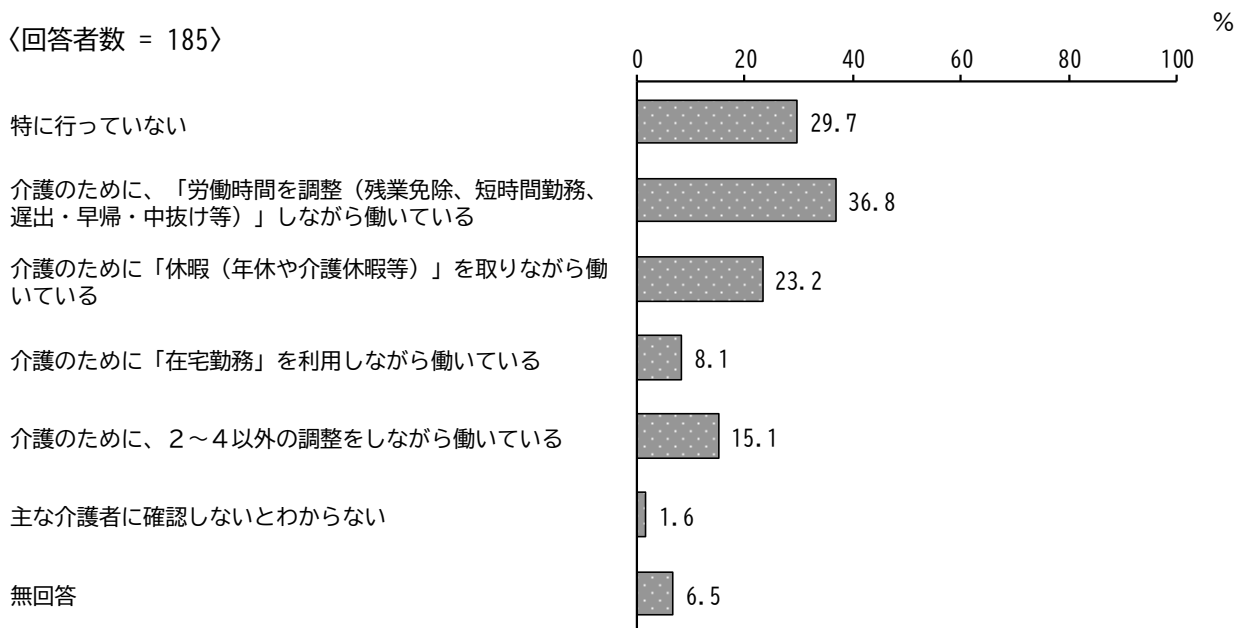
「認知症状への対応」の割合が21.0%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が13.4%、「入浴・洗身」、「食事の準備（調理等）」の割合が11.7%となっています。



【主な介護者の方が、介護をするにあたって行っている働き方の調整等について】

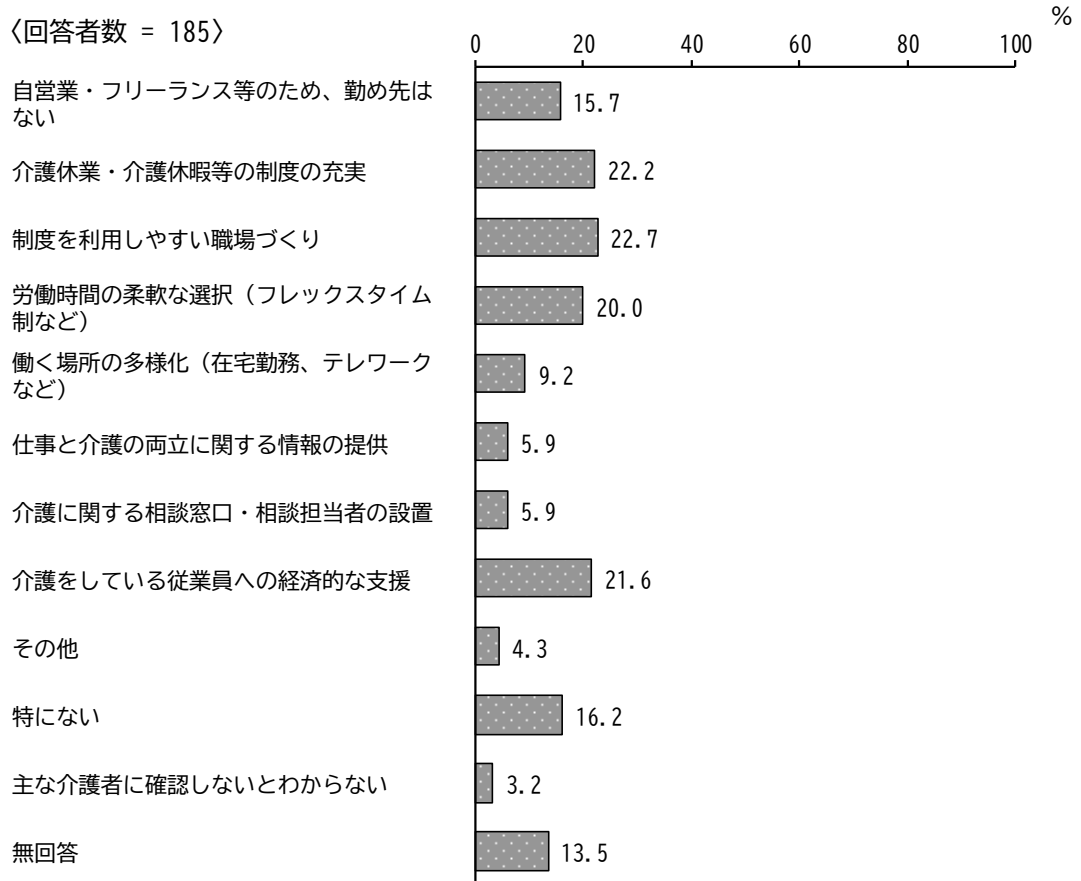
「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら働いている」の割合が 36.8%と最も高く、次いで「特に行っていない」の割合が 29.7%、「介護のために「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら働いている」の割合が 23.2%となっています。

〈回答者数 = 185〉



【仕事と介護の両立について効果があると思う職場からの支援】

「制度を利用しやすい職場づくり」の割合が22.7%と最も高く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が22.2%、「介護をしている従業員への経済的な支援」の割合が21.6%となっています。



第3章

計画の基本的考え方

1 本計画改正の主なポイント

◆国における第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

◆福生市における課題

令和4年度に実施した高齢者生活実態調査結果や、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の評価・検証を踏まえ、福生市の課題を整理しました。

1 社会への参加・生きがい

○高齢者は家庭や地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識や経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進することが重要です。

○高齢者を地域における生活支援サービスの担い手として、活用することも視野に入れた、ボランティアの養成の充実が求められます。

2 介護予防・フレイル予防

○生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。

○噛む力や飲み込む力が弱くなり栄養状態が悪くなると、筋肉量が減少し身体のバランスを取る能力が低下することにより転倒の危険性が高まり、閉じこもりがちになると心身が弱体化していくという悪循環に陥りやすい等の研究結果もあることから、介護予防の推進にあたっては、運動器の機能向上の取組みとともに口腔機能の向上の取組みも併せて進めることが重要となります。

3 認知症の支援

- 認知症になってもその人らしく尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人・家族はもちろんのこと、地域住民が認知症を正しく理解し自らの問題と捉えること、医療・介護の連携を図り、認知症の高齢者と家族を支える体制整備が求められています。
- 「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「施策を推進していきます」。

4 見守り支援

- 高齢者世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の生活を見守り、リスクを軽減する支援の整備が必要となります。

5 生活支援

- 今後もひとり暮らし高齢者の増加が予想されており、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、介護保険サービスの充実のみならず、高齢者の生活に合わせた多様なサービスの整備が必要となります。

6 住まい・住環境の支援

- 介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。
- 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など誰もが住みやすい環境整備を推進することが必要です。

7 介護を支える地域づくり

- 地域において高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々なかたちでの支援を可能とするため、総合的な相談支援の取組を行います。
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を他機関

と協働して支援するための取組等、重層的支援体制整備事業の実現に向けた検取組を行います。

8 介護サービスの基盤の充実

- 高齢者人口の増加とともに、今後、更に増え続ける認知症高齢者や医療ニーズの高い重度の要介護者が、地域で安心して暮らし続けるために、一人ひとりの状況にあったきめ細かいサービス提供が行われるよう、制度やサービスの情報提供や相談体制を充実させる必要があります。
- 介護に携わる介護者家族への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するための支援の充実及びその普及活動が求められます。
- 介護人材の不足している中で、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と、定着化を進めるとともに、介護現場の生産性の向上に向けた取り組みも検討していくことが必要です。

9. 介護を支える地域づくりについて

- 今後、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる令和7（2025）年を見据えると、介護サービスの利用者数や利用量の増加が予測されます。高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護保険制度の持続可能性の確保や、受給環境の整備を図る必要があります。処遇改善や定着促進による介護人材の確保、限られた資源で質を高めていく介護現場の生産性向上に資する取組の実施が求められます。
- 介護保険制度の趣旨やサービス事業者に関する情報などの普及・啓発や、サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に努めます。
- 低所得者に対しては、利用者負担の軽減や介護保険料の減免などにより、引き続き、介護サービスが適切に受けられる環境の整備を推進する必要があります。
- 自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続きニーズ及び近隣市の整備状況等を勘案しながら計画的に整備を進めることが重要です。

コラムや事業の写真挿入

2 計画の基本理念・基本方針

本計画の基本理念については、介護保険制度の理念と、これまで培ってきた介護保険事業の継続性から第8期計画の理念「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、団塊の世代が75歳となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年（2040年）に向けて、計画を推進していきます。

基本理念

住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

計画を推進していくため、次の四つを基本目標に定め、具体的な取組を展開していきます。

基本方針Ⅰ

いきいきとすこやかに、
自分らしく地域で過ごす

社会参加・生きがいづくりを支援し、誰もが生きがいを持ちながら、高齢者自らが健康と介護予防に努め、自分らしく、いきいき・すこやかに暮らせるまちを目指します。

基本方針Ⅱ

地域で安心した生活を送る

見守りや生活支援を整備し、地域包括支援センターと連携しながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できるまちを目指します。

基本方針Ⅲ

認知症と共に生きる
地域に向けて

認知症に関する正しい知識を普及し、認知症の人やその家族のサポートを充実させることで、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるまちを目指します。

基本方針Ⅳ

地域で支えあう介護の
実現

介護サービス基盤の充実を図るとともに、持続可能な介護保険制度にすることで、介護が必要となっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちを目指します。

3 計画の基本視点

計画の「基本理念」や「基本方針」を実現するため、本計画を進めていくに当たっての基本視点は、『福生市総合計画（第5期）』と『第6期福生市地域福祉計画』の行動指針と連動した次の五つとします。

【五つの基本視点】

生み出す

これまで地域にあったもの・考え方・関係性・活力を基に、新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が、新しい福生市の価値を創り出すことにつながります。

守る

福生市に受け継がれている想いのたすきを大事にすることや、福生市に関わるものを犯罪・災害・事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につながります。

育てる

福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつながります。

豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにする事につながります。

つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつながります。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方向性

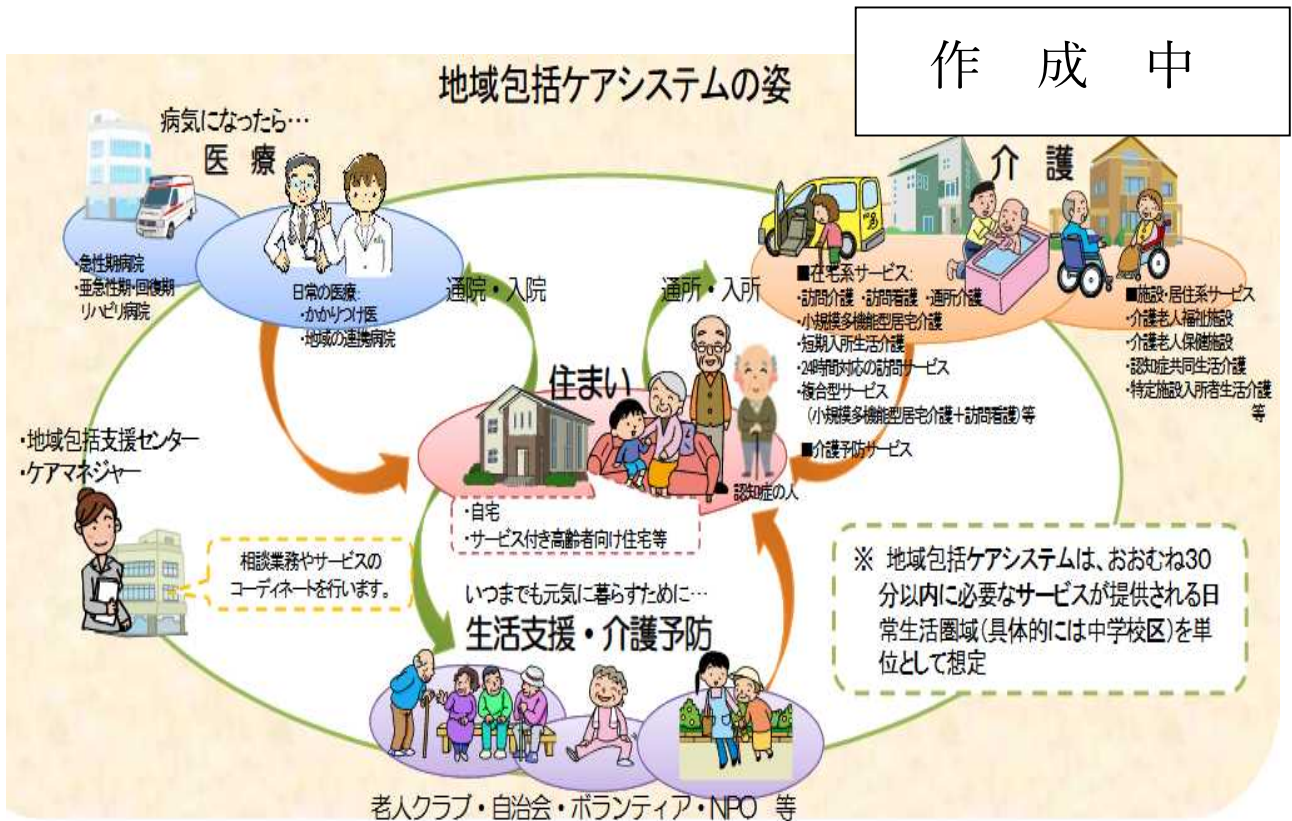
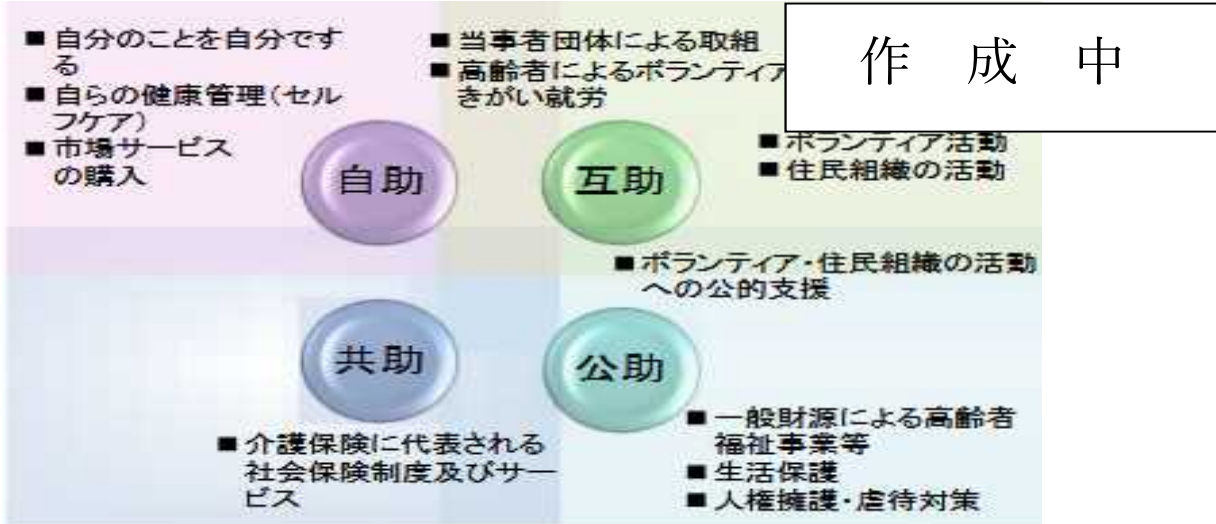
福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)計画では、前計画を踏襲し、基本理念を「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの深化・推進～」としました。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年を見据えて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等とあわせて、包括的な支援体制の構築等を一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指しています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保する上でも、地域包括ケアシステムの推進が求められます。

【 地域包括ケアシステムのイメージ 】



第2部 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

第1章

施策の体系

[基本理念]

[基本方針]

[施策の方向性]

[主な施策]

住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために
地域包括ケアシステムの深化・推進



第2章

高齢者福祉計画

Ⅰ 基本方針 Ⅰ いきいきとすこやかに、自分らしく地域で過ごす

(Ⅰ) 施策の方向性 Ⅰ 地域社会への参加・生きがいつくりの推進

【現状と課題】

- 高齢者生活実態調査によると、地域づくりに参加者として参加したいかについて「参加してもよい」が41%、「参加したくない」が39.5%となっています。また、地域づくりに企画運営（お世話役）として参加したいかについて「参加してもよい」が27.8%、「参加したくない」が57.1%となっています。
- 地域の活動に参加したり、介護予防教室などに積極的に参加したり、友人と盛んに交流をするなど自分らしく生き生きと過ごされている方も多くいます。
- 地域で介護予防活動に取り組む介護予防リーダーは、誰かのためになれた、とやりがいを感じ、自分の生きがいにもなっていると話しています。高齢者が地域の中で、長年にわたり蓄積された知識や経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進することが重要です。



【施策の方向】

- 高齢者生活実態調査では、企画運営（お世話役）に携わりたい方は少ないですが、携わってくれそうな方（「参加してもよい」と回答した方）は27.8%いらっしゃるということにも着目し、何かしらのやりがい、役割を求めている方が活躍していけるような仕組みづくりにも力を入れていく必要があります。それには生活支援コーディネーターがいかに人とつながり地域づくりに携わっていけるかにもかかっています。
- 地域で活動する介護予防リーダーが増え、リーダーによる介護予防活動が盛んに行われるよう今後も支援していきます。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ会員数	人	人	人
老人福祉センターの教養講座等の延べ参加人数	人	人	人

【主な施策】

施策	内容	所管課
① 生きがい活動情報の提供	老人クラブ等を通して、趣味や生きがい活動などの情報提供の充実を図ります。	介護福祉課
② 高齢者スポーツ・レクリエーション教室の開催	高齢者を対象にスポーツ、レクリエーション、軽体操などの教室を開催します。	スポーツ推進課
③ 生きがい活動支援デイサービス事業	介護予防、閉じこもり防止を目的に、趣味活動やレクリエーション、昼食サービスの提供等を内容とする通所によるデイサービスを行います。	介護福祉課
④ 老人クラブへの支援	老人クラブの活動、運営、また老人クラブ連合会の指導者研修会等に対し補助金を交付します。	介護福祉課
⑤ 高齢者を対象とした講座等の充実	高齢者の教養を高め、生きがいのある充実した生活ができるように支援します。	公民館
⑥ 高齢者のサークル活動への支援	公民館で活動する高齢者中心のサークルに対して、研修その他諸活動への支援をします。	公民館
⑦ 成人対象学習講座の充実	成人を対象とした市民文化教室、学習講座、行事等の内容の充実を図り、高齢者の参加を促進します。	公民館
⑧ 高齢者就業相談の実施	高齢者等を対象にハローワーク（公共職業安定所）やシルバー人材センターとの連携により、就業相談を実施します。	シティセールス推進課 社会福祉課 介護福祉課
⑨ 介護サポーター事業	介護サポーターとして市内の介護施設や配食サービス等のボランティア活動に参加することで、参加者の健康促進と地域の活性化を図ります。	介護福祉課
⑩ 介護予防リーダーへの活動支援	介護予防リーダー養成講座を受講した方が、受講後に地域で活動できるように支援します。	介護福祉課
⑪ 介護予防の集いの場への支援	地域の集いの場の立ち上げ支援や継続支援を行います。	介護福祉課
⑫ 生活支援体制整備事業（SC）	市の第1層生活支援センターと、各地域包括支援センターが連携し、課題解決のための取り組み	介護福祉課
⑬ 老人福祉センター機能の充実	高齢者に対する各種相談や、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションに場の提供等、高齢者の健康で明るい生活を支援する役割を果たすよう、機能やプログラムの充実を図ります。	介護福祉課
⑭ エンディングノート	福生市オリジナルのエンディングノートを作成し、市内の公共施設に設置します。	介護福祉課
⑮ ACP（人生会議）	リーフレット等を公共施設に設置し、周知に努めます。	健康課

(2) 施策の方向性2 健康寿命の延伸

【現状と課題】

- 高齢者生活実態調査によると、現在の健康状態について、「よい」「まあよい」という回答が67.1%、「あまりよくない」「よくない」が28.4%となっています。また、転倒の不安がある高齢者も58.1%となっています。
- 時代とともに生活様式が変わり、物の豊かさ、便利さ、情報にあふれた社会となった一方、地域や人とのつながりは希薄となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の蔓延は、私たちの生活様式を大きく変化させました。長期にわたるコロナ禍生活では、人との交流や活動を奪われ、高齢者の心身にも様々な影響を及ぼしました。特にフレイル(※)の加速や認知機能の低下など、次第にその影響があらわれてきています。

※ 心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態を「フレイル」といいます。



【施策の方向】

- 元気に自立して過ごせる期間が長く、できる限り支援や介護を必要とする期間が短くなるように、高齢者の健康づくりを支援するとともに、各種健康診査を推進し、「栄養」「体力」「社会参加」「口腔」といったフレイル予防を視野に入れた、介護予防事業を実施します。
- 高齢者の身体機能の中で、口腔機能の向上は一人ひとりが意識して取り組んでいくことでかなり改善されるものです。「口は健康の入口」とも言われるように、口腔機能の低下は低栄養を招き、心身機能の低下を引き起こしていきます。筋力トレーニングや体操などの運動だけでなく色々な要素について満遍なく取り組んでいくことが大切です。
- 健康寿命の延伸のために特に重要とされる「社会参加」には、啓発とともに人との交流がもてる地域づくり、場づくりを同時に行っていく必要があります。
- 基本方針1で述べた社会参加、生きがいつくりの推進により健康寿命の延伸を図っていきます。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室の参加者	人	人	人
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（地域での啓発活動）	回	回	回

【主な施策】

施策	内容	所管課
①高齢者の健康づくり支援	高齢者のサークル活動や教養講座を通じて高齢者の健康づくりを支援します。	介護福祉課
②特定健康診査	国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症など）の予防を目的とした健康診査を実施します。	健康課
③後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方を対象に健康診査を実施します。	健康課
④高齢者歯科健康診査	高齢者を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課
⑤「介護予防・フレイル予防・オーラルフレイル予防」の推進	各種介護予防教室や講演会、情報誌などにより介護予防、フレイル予防の普及啓発を行います。また介護予防リーダーから地域での普及啓発も行います。	介護福祉課
⑥介護予防施策事業	高齢者が介護予防・フレイル予防を積極的に行い、自立した生活ができる期間を延ばすために各種介護予防教室を実施します。	介護福祉課 スポーツ推進課
⑦リハビリ職との連携	短期集中通所型サービスを通しての重度化防止や、地域の集いの場の活動支援をリハビリ専門職と連携して行います。	介護福祉課
⑧高齢者インフルエンザ予防接種	高齢者のインフルエンザ感染及び重症化予防のため予防接種事業を実施します。	健康課
⑨高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	介護福祉課、保険年金課、健康課との連携により、市の特性や既存の事業を活かした取り組みを行い、早期介入、重度化防止を図ります。	保険年金課 介護福祉課 健康課
⑩介護予防・日常生活支援総合事業	***** ***	介護福祉課

2 基本方針2 地域で安心した生活を送る

(3) 施策の方向性3 地域包括支援センターを中心とした連携

【現状と課題】

- 地域包括支援センターは、令和4（2022）年4月に運営体制を強化し、市内3カ所に再配置しました。多様化・複合化する不安に対して、地域包括支援センターを中心として、多職種連携や、関係機関との連携を推進し、地域課題の解決能力を強化していくことが必要です。
- 地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する必要があります。
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも必要です。



【施策の方向】

- 地域包括支援センターをはじめとして、市役所窓口、保健センター、福祉センター（社会福祉協議会）、民生委員など、他の関係機関との連携強化を図り、高齢者に関する身近な相談窓口の強化や切れ目のない相談体制の充実を図ります。
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を他機関と協働して支援するための取組等、重層的支援体制整備事業の実現に向けた検討を行います。
- 町会・自治会、民生委員、NPO法人、各種ボランティア、老人クラブ、社会福祉協議会、地域住民をはじめとする地域の関係者や団体と連携して、拠点となる地域包括支援センターを中心とした医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の五つのサービスを一体的に提供できる体制を整備します。
- 地域で集いの場ができ、地域で介護予防の活動が行えるよう支援します。
- 介護予防に関する正しい知識を普及啓発し、活動を広めていくために、介護予防リーダー養成講座を実施します。介護予防リーダーが増え、リーダー同士もつながりを持ち、活動が活性化することで健康長寿のまちを目指します。
- 地域において活躍するボランティアの養成を促進し、地域での自主活動を促進します。
- 介護と医療を必要とする重度の高齢者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送るために、在宅療養に関する相談窓口の充実や関係機関との会議を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①介護サポーター	介護サポーターとして市内の介護施設でボランティア活動に参加することで、参加者の健康促進と地域の活性化を図ります。	介護福祉課
②介護予防リーダー	講座を受講した市民ボランティア「介護予防リーダー」が講座で学んだことを活かし地域で介護予防活動を行います。	介護福祉課
③ 総合相談・支援事業	地域において高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々なかたちでの支援を可能とするため、総合的な相談支援の取組を行います。	介護福祉課
④包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが中心となり、「福生市主任介護支援専門員連絡会」を開催し、事例検討会や研修会を通して、介護サービスの質の向上を図ります。	介護福祉課
⑤在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護支援の連携を図る窓口を設置・運営し、西多摩医師会や西多摩保健所と連携して、在宅医療・介護の一体的な提供に取り組みます。	介護福祉課
⑥生活支援整備体制事業（再掲）	市の第1層生活支援コーディネーターと、各地域包括支援センターの第2層生活支援コーディネーターが連携し、地域資源の把握や地域課題解決のための取組を行います。	介護福祉課
⑦重層的支援体制整備事業	関係部署と協力し、重層的支援体制整備事業の構築を進めます。	介護福祉課
⑧地域包括支援センター運営協議会	市の第1層生活支援コーディネーターと、各地域包括支援センターの第2層生活支援コーディネーターが連携し、地域資源の把握や地域課題解決のための取組を行います。	介護福祉課
⑨地域ケア会議	地域ケア会議を開催して、地域の課題を的確に把握し、多職種間での情報共有を図るとともに課題を解決するための手法を検討します。	介護福祉課
⑩権利擁護事業	「福生市高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、高齢者虐待が疑われる場合には、必要に応じて高齢者の方を保護し、養護者の方に対しては介護負担軽減等の適切な支援を図ります。	介護福祉課

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談・支援事業	件	件	件

(4) 施策の方向性 4 見守り支援の強化

【現状と課題】

- 福生市における高齢化率は令和5年10月時点で27.6%となっており、令和4年度に実施した高齢者生活実態調査では、高齢者世帯の類型は、高齢夫婦二人暮らしもしくは高齢単身世帯が、家族構成の約7割を占めています。
- 「東京都世帯数の予測－統計データ」によると、福生市の令和7年の高齢者世帯率は44.1%、単独高齢者世帯率は18.5%となっており、単独高齢者世帯率は、令和12年には20.5%、令和22年には24.6%となる見込みとなっており、高齢者が安全に位してくためにも、地域での見守りが重要となります。
- 高齢者をターゲットとした、悪質商法や特殊詐欺等も年々複雑・煩雑化しており、加齢に伴う認知機能や判断力の低下に伴い、被害を受ける高齢者の増加も懸念されています。地域とのつながりが希薄化している昨今、高齢者世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、生活の見守り、リスクを低減する支援の整備が必要です。



【施策の方向】

- 令和4年10月に開設した高齢者見守りステーションによる訪問活動により、市内に在住する高齢者の実態把握を行い、課題や悩みがある世帯の早期発見に努めます。
- 訪問販売、耐震に絡んだ住宅改修等に関する悪質な商取引等の消費者被害や、コロナ禍における給付金施策を装った還付金詐欺等の特殊詐欺から高齢者を守るため、情報提供等の取組に努めるとともに、災害時等における安否確認や避難支援体制の整備を進め、高齢者が安全に暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 高齢者が孤立化・孤独化しないために、地域に根差している民生委員や老人クラブ等の友愛活動や、在宅生活の継続を支援する施策を実施することで、高齢者の社会参加を促し、心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう見守ります。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
救急医療情報キット配布	件	件	件

【主な施策】

施策	内容	所管課
①安全安心なまちづくりの推進	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進、学校等における安全の確保等総合的に施策を展開し、市民が安心して生活できる環境の整備を図ります。	防災危機管理課
②交通安全教育の推進	交通安全講習会等を実施することで、地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、高齢者の安全確保を推進します。	道路下水道課
③訪問販売等悪質商法取引等への対応	訪問販売等悪質商法取引等による被害を防止するとともに、購入契約等を結んでも解約できることや相談体制があることを、高齢者世帯等に周知します。	シティセール推進課
④救急直接通報システム	慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にあり、一人暮らし等の方に無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受け、救急車による病院への搬送に対応します。	介護福祉課
⑤救急代理通報システム	慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にあり、一人暮らし等の方に無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき民間の受信センターに通報しスタッフが対応します。	介護福祉課
⑥住宅火災直接通報システム	緊急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより、火災の発生を東京消防庁に自動通報します。	介護福祉課
⑦自主防災組織への支援	「福生市地域防災計画」に基づき、地域住民による自主防災組織が行う消火・救援活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努めます。	防災危機管理課
⑧要配慮者（避難行動要援護者）への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会等と連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	防災危機管理課
⑨自動通話録音機の貸し出し	振り込め詐欺等の被害防止のための自動通話録音機を無料で貸し出しします。	防災危機管理課
⑩救急医療情報キット配布	救急車を呼ぶような緊急時に、意識を失うなどしてご自身の状況を救急隊員に説明できない事態が想定されます。そうした事態に備えて医療情報を入れた容器を冷蔵庫に保管することで救急医療に活かします。	介護福祉課
⑪ゲートキーパー養成講座	地域住民をはじめ、介護予防リーダーや民生委員・児童委員等の様々な分野の方を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施し、人材を育成します。	健康課
⑫高齢者見守り相談事業	高齢者見守りステーションによる訪問活動により、心配な高齢者を早期に把握し、地域包括支援センターの継続支援に繋いでいく。	介護福祉課

(5) 施策の方向性5 在宅生活支援の充実

【現状と課題】

- 今後もひとり暮らし高齢者の増加が予想されており、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、介護保険サービスの充実だけでなく、高齢者の生活実態に合わせた多様なサービスの整備が必要です。
- 令和4年度に実施した高齢者生活実態調査では、在宅生活を営んでいる高齢者のうち、「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」という問いに、「できない」「できるけどしていない」と回答した方の割合が4割を超えており、3年前に実施した調査と比べて1割増加しています。住環境のバリアフリー化等の充実が求められています。
- 高齢者におけるスマートフォンの所持率は、他の年代と比べて低く、緊急時の情報収集や快適な生活を営むうえで、デジタルデバイドが生じています。この格差を解消するために、デジタルデバイド対策が必要です。
- 在宅介護実態調査によると要介護認定のある方へのご家族からの介護の頻度については、ほぼ毎日ある方が44.5%と最も多くなっており、家族への支援が必要です。



【施策の方向】

- 高齢者の多様化するニーズを十分に把握し、生活支援サービス等の介護保険外の福祉サービスを適切に提供します。
- 高齢者が自宅で安心して暮らしていけるよう、住宅のバリアフリー化への助成や高齢者向け住宅への入居支援を行います。また、介護予防・フレイル予防のための施策を展開していきます。
- デジタルデバイド対策として、スマートフォンを所持していない高齢者を対象に、スマートフォン本体と周辺機器を無償で貸与する事業を実施し、情報弱者である高齢者の格差是正を図ります。
- 介護者の交流会など家族等が集い情報交換や交流できる場の充実など、介護家族への支援を充実します。
- 働きながら介護を続けている介護者が介護離職とならないよう効果的なサービス提供を図ります

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援住宅改修給付事業	件	件	件

【主な施策】

施策	内容	所管課
①訪問理美容サービス事業	理髪店又は美容院に出向くことが困難な高齢者に、訪問理美容サービスを提供します。	介護福祉課
②高齢者おむつ等助成事業	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の高齢者に、おむつ等の助成を行います。	介護福祉課
③配食サービス事業	食事の調理が困難な高齢者を対象に、ボランティア等が食事を配達し、安否を確認します。	介護福祉課
④生活支援ショートステイ事業	基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な高齢者に、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防します。	介護福祉課
⑤移送サービス事業	移送サービスを必要とする人のために、運転ボランティアの協力を得て車いす専用車（ハンディキャブ）を運行します。	介護福祉課
⑥車いす専用車の貸出し	歩行困難な高齢者等の外出に際して、家族や知人に車いす専用車（ハンディキャブ）を貸出します。	介護福祉課
⑦生活支援体制整備事業（SC）【再掲】	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の関係機関による会議等を開催し、多様な主体による地域の支え合いを通じた生活支援体制の整備を推進します。	介護福祉課
⑧福祉バス運行	交通弱者である高齢者等を対象に市内の福祉施設を巡回するバスを運行します。	介護福祉課
⑨図書館資料宅配貸出事業	寝たきりの状態又はこれに準ずる状態の高齢者等の自宅に図書等を配達します。	図書館
⑩高齢者用市営住宅の運営（シルバーピア）	住宅に困窮する高齢者のために、市営住宅を運営します。 生活協力員を配置し、日々の見守りを行います。	まちづくり計画課 介護福祉課
⑪高齢者家具転倒防止装置設置事業	高齢者のみの世帯において、家屋の家具に転倒防止装置を取り付けます。	介護福祉課
⑫自立支援住宅改修給付事業	手すりの設置、床段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替え、浴槽及び給湯設備の改修、流し洗面台の取替えなどを行います。	介護福祉課
⑬自立支援日常生活用具給付事業	腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープ（傾斜路）、シルバーカー（手押し車）などを給付します。	介護福祉課
⑭居住支援特別給付金	高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、家賃の一部を助成します。	介護福祉課
⑮高齢者デジタルデバイド対策事業	スマートフォンの保有率が他の年代と比較して低い高齢者に対して、スマートフォン及び周辺機器を無償で貸与します。	介護福祉課

3 基本方針3 認知症と共に生きる地域に向けて

施策の方向性6と7では、認知症について取り上げます。令和5年〇月×日
認知症基本法が成立しました。国は・・・することが定められ、自治体
は・・・することとなりました。

作 成 中

(6) 施策の方向性 6 認知症の理解促進

【現状と課題】

- 認知症は脳の疾患など様々な要因により発症する脳の不可逆的変化で、高齢化の進行とともに今後も増加が見込まれています。認知症になると喪失体験や様々な不安が起こり、症状の進行に伴って家族の介護負担も大きくなります。
- 国では、平成 17（2005）年から認知症について正しく理解し、認知症の方をあたたく見守る「認知症サポーター」を増やす取組を行ってきました。福生市では現在 3,600 人以上の方が認知症サポーターとして講座を受講されています。
- 認知症について正しく理解し、「認知症は自分事」「誰がなってもお互い様」と思う方がもっと増えていくように、今後も正しい知識を普及啓発していくことが大切です。



【施策の方向】

- 認知症になっても本人やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、認知症の人と地域住民の地域社会における共生の推進と、本人とその家族を支える相談支援体制やサービス基盤の整備・強化を図ります。
- 認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症サポーターのさらなる増員を目指すとともに、認知症サポーターが具体的に地域で認知症の方の見守りなどをできるような仕組みをつくっていきます。
- 認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症サポーターが更に学びを深めることで、地域で見守る体制づくりを行います。
- 小・中学校での認知症サポーター養成講座を実施し、若い世代にも認知症の知識を広め、それぞれの立場で認知症の人を暖かく見守るまちを目指します。
- 認知症になっても、その方らしく活躍したりし続けることができる「チームオレンジ」の立ちあげ、取組を推進していきます。
- 認知症になることを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするといった意味での「予防」に関しても取組を進めていきます。認知症ケアパスを活用し、状態に応じた適切なサービス提供の流れを周知します。
- 認知症初期スクリーニングを普及・啓発するとともに、関係機関や地域の人を通じて認知症の人や認知症の可能性のある人を可能な限り早く把握し、必要なケアやサービスにつなげる早期対応の体制を整備します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
① 認知症サポーター事業の充実	オレンジカフェ等で認知症サポーターが活躍できる仕組みをつくります。認知症サポーター向けにステップアップ講座を開催し、学びを深め、「チームオレンジ」をともにつくります。	介護福祉課
② 認知症に関する正しい知識の普及啓発	地域型の認知症疾患医療センターを活用し、地域に根ざした認知症施策の充実に努めます。	介護福祉課
③ チームオレンジの立ち上げ【再掲】	認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的な活動を行います。	介護福祉課
④ 権利擁護事業	認知症等により判断能力が低下してきた高齢者が、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、成年後見センターと連携を図り、成年後見制度等の利用促進を図ります。	介護福祉課

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	延べ 人	延べ 人	延べ 人

(7) 施策の方向性 7 認知症高齢者と家族の支援

【現状と課題】

- 人は年を重ねると心身機能が低下し、認知症になりやすくなります。超高齢社会では、認知症の方の増加が予測されます。さらに、ここ数年のコロナ禍生活がきっかけで、認知症の高齢者がさらに増加するものと思われます。
- 令和4（2022）年の国民生活基礎調査より、要介護認定者の介護が必要になった原因として、第1位に認知症が上がっています。そして、福生市の要介護認定者の●%が認知症であり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を送るためには介護保険以外のサービス、地域資源も充実させていく必要があります。
- 高齢者生活実態調査から、認知症に関する相談窓口を知らないと回答した方が72.5%となっており、知っているとは回答した21.5%を大きく上回りました。相談機関につながる時期が遅れることで、症状や状態の進行が心配されます。
- 高齢者生活実態調査によると、主な在宅介護者が不安に感じる介護の第1位は「認知症への対応」という結果になっています。



【施策の方向】

- 西多摩圏域の専門機関である「認知症疾患医療センター」と連携を図り、初期集中支援チームを活用した認知症の方や家族に早期介入を行っていきます。
- 認知症疾患医療センターと認知症アウトリーチチームに関する協定書を締結し、相互に協力しながら事業を推進していきます。
- 認知症初期集中支援チームと連携し、認知症や認知症が疑われる人、その家族に対して、関わりの初期段階で包括的かつ集中的なアセスメントや支援などを図ります。
- 認知症家族の会の活動やオレンジカフェを支援していくことで、認知症の方やその家族にとって安心できる居場所が増え、暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 認知症支援コーディネーターと認知症初期集中支援チームが連携を図り、認知症の早期診断・早期対応体制、関係機関の連携体制の強化を図ります。
- 認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置して、認知症の人や認知症の家族の在宅生活を支援します。
- 行政や医療・介護・福祉の関係者、民生委員をはじめとする地域の人や団体が連携し、認知症の人や認知症と思われる人を地域ぐるみで見守るネットワークを構築します。
- 成年後見制度の周知と利用促進を図り、認知症の高齢者などへの支援を行います。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①拠点型の認知症疾患医療センターとの連携	センターが開催する各種会議や連絡会に参加し、他市町村との情報交換や西多摩地区の課題に対し取り組めることについて考えていきます。	介護福祉課
②地域型の認知症疾患医療センターとの連携	地域型の認知症疾患医療センターを活用し、地域に根ざした認知症施策の充実に努めます。	介護福祉課
③認知症ケアのネットワークづくり	地域で暮らす認知症の方、ご家族の支援に、行政、地域包括支援センター、初期集中支援チーム、医療機関が一体となって取り組みます。	介護福祉課
④認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業	位置探索システム専用端末機を貸与することにより、認知症等の高齢者が徘徊して行方不明になった場合に、現在位置を速やかに特定するなどの家族支援を行います。	介護福祉課
⑤認知症高齢者グループホームの運営支援	認知症の高齢者が家庭的な雰囲気の中で、少人数のグループで生活することができるグループホームの運営・支援を行います。	介護福祉課
⑥認知症総合支援事業【再掲】	地域包括支援センターに認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の早期診断・早期対応体制、関係機関のネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行います。	介護福祉課
⑦認知症カフェの推進	認知症カフェ（オレンジカフェ）を開催し、認知症の人とその家族との交流の場をつくります。	介護福祉課
⑧高齢者見守りキーホルダー・アイロンシール	登録番号や連絡先の入ったキーホルダーとアイロンシールを交付し、身に着けることで緊急時に身元の確認ができ、家族等へ迅速に連絡を取ることが出来ます。	介護福祉課
⑨認知症家族の会への支援と連携	認知症家族の会メンバーで支え合い会の活動が継続されるよう支援します。また、チームオレンジ立ち上げの際は連携して取り組めるような関係を築きます。	介護福祉課
⑩認知症初期集中支援チームのとの連携	早期の段階で初期集中支援チームの支援に繋いでいけるよう、認知症支援コーディネーターを中心に連絡を取り合い連携を図ります。	介護福祉課
⑪チームオレンジの立ち上げ	認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等の支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた活動を行います。	介護福祉課

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者見守りキーホルダー・アイロンシール	人	人	人

4 基本方針4 地域で支えあう介護の実現

(8) 施策の方向性8 介護保険事業の円滑な運営

【現状と課題】

- 本計画期間中には、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる令和7（2025）年を迎え、さらなる介護サービスの利用者数や利用量の増加が予測されます。高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護保険制度の持続可能性の確保や、受給環境の整備を図る必要があります。
- 介護保険制度の適正な事業運営を図るため、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、適切な給付に努め、介護保険料の増大を抑制していく必要があります。
- 令和22（2040）年に向けて、都内では約7万人の介護人材の不足が懸念されています。安定した介護サービスを提供できる体制を維持するため、介護人材の確保・定着のための取組が必要です。
- 介護分野には、様々な文書負担があり、介護職員の業務を圧迫しています。文書負担を軽減し、専門職が利用者のケアに集中できるよう、ICT等を活用した介護現場の生産性向上が求められます。



【施策の方向】

- 介護保険給付の適正化や、サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に努めます。
- 国の「介護給付費適正化計画に関する指針」及び東京都の「介護給付適正化計画」に基づき、給付適正化事業の推進に努めます。
- 介護職員が専門性を高め、やりがいをもって業務に取り組めるよう、資格取得やスキルアップを支援します。利用者や家族にとって、安心して質の高いサービス提供を受けられる環境整備に取り組みます。
- ICT等の導入により、介護現場における文書負担を軽減し、利用者に質の高いケアを提供する体制が整備できるよう支援します。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検実施件数	件	件	件

【主な施策】

施策	内容	所管課
①介護（予防）給付	一人ひとりの状況にあった適切な介護（予防）サービスを選択できるよう体制整備等を図ります。	介護福祉課
②介護予防・生活支援サービス事業	要介護状態になることを予防し、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう体制整備等を図ります。	介護福祉課
③介護保険給付の適正化	介護保険制度の適正な事業運営を図るため、国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び東京都の「介護給付適正化計画」に基づき、給付の適正化に取り組めます。	介護福祉課
④主任介護支援専門員連絡会の開催	<p>内容、作成中</p>	介護福祉課
⑤介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進		社会福祉課 介護福祉課
⑥介護人材の確保・定着に向けた取組		介護福祉課
⑦介護現場の生産性向上の推進		介護福祉課

内容、作成中

内容、作成中

(9) 施策の方向性 9 介護を支える地域づくり

【現状と課題】

- 高齢者人口の増加とともに、今後、更に増加が見込まれる認知症高齢者や医療ニーズの高い重度の要介護者が、地域で安心して暮らし続けるために、一人ひとりの状況にあったきめ細かいサービス提供が行われるよう、制度やサービスの情報提供や相談体制を充実させる必要があります。
- 高齢者生活実態調査結果によると、介護のために働き方や時間調整等を行っている方が 66.0%いらっしゃる事が分かりました。在宅介護を推進する上で、家族への支援の充実が求められています。



【施策の方向】

- 一人ひとりの状況にあった適切なサービスを選択できるように、必要な情報を誰もが入手できるように、様々な方法でサービス事業者に関する情報などの情報提供を行います。
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を他機関と協働して支援するための取組等、重層的支援体制整備事業の実現に向けた検討を行います。
- 町会・自治会、民生委員、NPO法人、各種ボランティア、老人クラブ、社会福祉協議会、地域住民をはじめとする地域の関係者や団体と連携して、拠点となる地域包括支援センターを中心とした医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の五つのサービスを一体的に提供できる体制を整備します。
- 介護と医療を必要とする重度の高齢者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送るために、在宅療養に関する相談窓口の充実や関係機関との会議を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①介護サービスの情報提供	介護サービスの利用に当たり、適切なサービスを選択できるように、情報を提供します。	介護福祉課
②介護保険制度の普及啓発	***** ***	介護福祉課
③地域包括支援センター事業の展開	***** ***	*****
④重層的支援体制整備事業の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">内容、作成中</p> </div>	*****
⑤家族介護支援事業		*****
⑥総合相談支援・権利擁護事業		*****
⑦虐待の防止		*****
⑧地域ケア会議の開催		介護保険法の規定に基づき、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制の検討を行います。
⑨在宅医療・介護連携推進事業		

第 3 章

介護保険事業計画

Ⅰ 介護サービスの利用状況

内容、作成中

2 介護サービスの展開

3 第1号被保険者（65歳以上）介護保険料の見込み

第4章

計画の総合的な推進体制と進行管理

1 計画推進の体制

2 計画の進行管理

第 3 部 資料

I 用語解説

2 福生市地域福祉推進委員会条例

平成 16 年 3 月 30 日条例第 13 号

改正 平成 21 年 12 月 21 日条例第 31 号

(設置)

第 1 条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、22 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10 人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4 人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2 人以内
- (5) 公募による市民の代表 4 人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体名等	備考
学識経験者			◎
福祉保健関係機関の代表			
			○
		後日修正	
医療関係機関の代表			
ボランティア団体の代表			
公募による市民の代表			
社会福祉協議会の代表			

(◎：会長、○：副会長、選出区分別、敬称略)

4 計画策定までの経過

年月日	事項	内容
令和2年 5月28日	第1回福生市 地域福祉推進委員会 【書面開催】	【書面開催】 ・諮問（会長・副会長のみ出席） ・令和2年度地域福祉推進委員会スケジュール（案）について ・高齢者・障害者生活実態調査報告書について
令和2年 7月8日	第1回福生市 地域福祉・バリアフリ ー事業推進会議 【書面開催】	【書面開催】 福生市介護保険事業計画（第7期）の令和元年度進捗状況につ いて
令和2年 7月29日	第2回福生市 地域福祉推進委員会 【書面開催】	【書面開催】 福生市介護保険事業計画（第7期）の令和元年度進捗状況につ いて
令和2年 9月30日	第3回福生市 地域福祉推進委員会	福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（素案） について
令和2年 10月20日	第4 地域	後日修正
令和2年 11月11日	第5回福生市 地域福祉推進委員会	
令和2年 11月11日	第5回福生市 地域福祉推進委員会	・福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（概要 版）（案）について ・中間答申
令和3年 1月5日～19日		計画案への市民意見の募集（パブリックコメント）
令和3年 1月26日	第6回福生市 地域福祉推進委員会 【書面開催】	【書面開催】 ・パブリックコメントについて ・福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）答申（案） について ・福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（概要 版）（案）について
令和3年 2月8日	第7回福生市 地域福祉推進委員会 【書面開催】	【書面開催】 ・福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）答申（案） について ・福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（概要 版）（案）について ・答申（会長・副会長のみ出席）

5 諮問書及び答申書（写し）



福福社発第 85 号
令和 5 年 5 月 31 日

福生市地域福祉推進委員会
会長 萬 沢 明 様

福生市長 加 藤 育 男

「福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 9 期）」の策定について（諮問）

現行の「福生市障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 8 期）」を見直し、令和 6 年度を初年度とする「福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 9 期）」を策定するに当たり、計画の基本的な考え方、内容等について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。



令和3年2月8日

福生市長 加藤育男様

福生市地域福祉推進委員会

会長 萬沢 明

後日修正

福生市高齢

市障害者計画

・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について（答申）

本委員会は、令和2年5月28日付け福福祉発第68号をもって諮問された、福生市介護保険事業計画（第8期）及び福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。